

九州産交ツーリズム お客様による旅行契約の解除について(国内旅行)

社団法人 日本旅行業協会保証社員社名 九州産交ツーリズム株式会社

旅行契約の解除・払い戻しについてのご案内

1. 旅行開始前の解除の場合

(1)お客様は、次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。尚、下表でいう「旅行契約の解除期日」とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただき、確認したときを基準とします。

■ 宿泊プラン以外の取消料

旅行契約の解除期日 (旅行開始日の前日から起算してさかのぼって)		取 消 料	
		宿泊付旅行	日帰り旅行
1	21日目に当たる日以前の解除	無 料	無 料
2	20日目に当たる日以降の解除(3～7を除く)	旅行代金の20%	無 料
3	10日目に当たる日以降の解除(4～7を除く)	旅行代金の20%	旅行代金の20%
4	7日目に当たる日以降の解除(5～7を除く)	旅行代金の30%	旅行代金の30%
5	旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%	旅行代金の40%
6	旅行開始日当日の解除	旅行代金の50%	旅行代金の50%
7	無連絡不参加又は旅行開始日後の解除	旅行代金の100%	旅行代金の100%

■ 宿泊プラン(宿泊のみの場合)の取消料 ※連泊の場合は初泊日基準とします

取消料	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって			旅行開始日の前日	当日 (旅行開始前)	旅行開始後及び無参加連絡
	20～6日前	5～4日前	3～2日前			
取消料率	下記以外の宿泊	無料	申込人員 15名以上 20%	20%	20%	50%
			申込人員 14名以下 無料			
	ゴールデンウィークお盆年末年始	20%				

(2)お客様は、次に掲げる場合において、旅行業約款(募集型企画旅行契約)第16条1項の規定に係わらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。この場合、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

- a) 契約内容が変更されたとき。但し、その変更が、同第29条第1項の別表第二(変更補償金)に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。
- b) 同第16条2項2に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
- c) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- d) 当社がお客様に対して、同第10条1項に定める期日までに最終日程表を交付しなかったとき。

- e) 当社の責に帰すべき事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (3) 当社は、**同第16条の1項**により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金から所定の取消料を差し引いた額を払い戻します。又、**同第16条の2項**により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金全額を払い戻します。
- (4) お客様の任意で旅行サービスの一部を受領しなかったとき、又は、途中離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、当社は、一切の払い戻しをいたしません。
- (5) 旅行契約の成立後にコース及び、出発日を変更された場合も上記の取消料の対象となります。

2. 旅行開始後の解除の場合

- (1) お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領しなかったときは、又は、途中離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、当社は、一切の払い戻しをいたしません。
- (2) お客様の責に帰さない事由により、契約書面に記載した旅行サービスを受領できなくなったとき、又は、当社がその旨を告げたときは、お客様は、取消料を支払うことなく当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち、当該受領することができなくなった部分に係る金額を払い戻します。